

マレーシア法
第 602 号法
2000 年地理的表示法

目次

第 1 章 序文

条項

第 1 条. 略称および施行日

第 2 条. 解釈

第 2 章 地理的表示の保護

第 3 条. 地理的表示の保護

第 4 条. 保護からの除外

第 5 条. 差止命令および損害賠償請求手続

第 6 条. 訴訟の不提起

第 7 条. ワインにおける同名の地理的表示

第 3 章 管理運営

第 8 条. 登録官、副登録官および補助登録官

第 9 条. 地理的表示局

第 10 条. 地理的表示登録簿

第 4 章 地理的表示の登録

第 11 条. 登録を出願できる者

第 11A 条. 代理人
第 12 条. 登録の出願
第 13 条. 登録の出願の公示
第 14 条. 登録出願への異議申立
第 15 条. 出願者による返答
第 16 条. 証拠書類の提出
第 17 条. 証拠書類の提出不履行
第 18 条. 裁判所への上訴
第 19 条. 地理的表示の登録
第 19A 条. 登録の更新
第 19B 条. 登録から削除された地理的表示の復元
第 20 条. 地理的表示の登録による推定
第 21 条. 使用権

第 5 章 登録官のその他の権限

第 22 条. 登録の取消と修正
第 23 条. 誤りの修正
第 24 条. 期間の延長
第 25 条. 手続費用の裁定
第 26 条. 手続費用の担保

第 6 章 特別規定

第 27 条. 適用範囲
第 28 条. 先行使用の除外
第 29 条. 人名使用の除外

第 7 章 その他

第 30 条. 上訴の手順

第 31 条. 裁判所による判決の最終性

第 32 条. 規則

付則

マレーシア法

第 602 号

地理的表示法 2000

地理的表示の保護及び関連する事項を規定する法律である。

マレーシア議会により次のように制定されたものである

第 1 章

序文

第 1 条. 略称および施行日

第1項 本法は、「2000 年地理的表示法」として引用されうる。

第2項 本法は、官報での通知により大臣の指定する日をもって施行される。

第 2 条. 解釈

本法では、文脈上異なる解釈が必要となる場合を除き、

「代理人」とは、本法とその下で作成された規制に従って登録された地理的表示代理人をいう。

「任命された日」とは、2002 年マレーシア知的財産公社法 [法令第 617 号] においてかかる表現に割り当てられているものと同じ意味である。

「補助登録官」とは、第 8 条第 (2) 項または第 (3) 項に基づいて補助登録官として任命された、または任命されたとみなされる者を意味する。

「管轄当局」とは、政府に代わり、または政府の認可により、政府の職分を実行する任意の政府または法定機関を意味する。

「公社」とは、2002 年マレーシア知的財産公社法に基づいて設立されたマレーシア知的財産公社を意味する。

「裁判所」とは、高等裁判所を意味する。

「副登録官」とは、第 8 条第 (2) 項または第 (3) 項に基づいて副登録官に任命された、または任命されたとみなされる者を意味する。

「地理的表示」とは、ある商品の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定付けられる場合に、商品に対し、ある国または地域、あるいはその国または地域のある圏域もしくは地方の原産であるとの識別をもたらす表示を意味する。

「商品」とは、天然物または農産物、もしくは手工芸品または工業製品を意味する。

「関係者」とは、第 11 章で述べられた者を意味する。

「大臣」とは、当該時点において知的財産に対する責任を負う大臣を意味する。

「パリ条約」とは、随時改訂または修正されるところの、1883 年 3 月 20 日付工業所有権保護に関するパリ条約を意味する。

「生産者」とは、

(a) 農産物の生産者

(b) 天然産物を利用する者

(c) 手工芸品または工業製品の製造者

もしくは

(d) 段落 (a) (b) または (c) に記載されている商品のいずれかを扱う取引業者を意味する。

「保護可能な地理的表示」とは、第 4 条にて規定される地理的表示の種別のいずれにも該当しない地理的表示を意味する。

「登録簿」とは、本法に基づいて維持される地理的表示登録簿を意味する。

「登録された専有者」とは、地理的表示に関して、その地理的表示の専有者として当該時点において登録簿に記載されている者を意味する。

「登録官」とは、第 8 条第 (1) 項にて指名される地理的表示登録官を意味する。

第 2 章

地理的表示の保護

第 3 条. 地理的表示の保護

本法に基づく保護は、

- (a) 地理的表示が本法の下で登録されているか否かにかかわらず、また、
- (b) 商品の原産地としての国、地域、圏域もしくは地方という点においては文言として正しいものでありながらも公衆に対し異なる国、地域、圏域もしくは地方の原産品であると偽って見せかけるようなその他の地理的表示に対抗するものとして、地理的表示に付与されるものとする。

第 4 条. 保護からの除外

第 3 条の規定によらず、以下のものは地理的表示としての保護を受けない。

- (a) 第 2 条で定義されている「地理的表示」の定義に該当しない地理的表示。
- (b) 公序良俗に反する地理的表示。
- (c) 原産の国または地域で保護されていない、または保護されなくなった地理的表示。
- (d) 原産の国または地域で廃止された地理的表示。

第 5 条. 差止命令および損害賠償請求手続

(1) 利害関係者は、地理的表示に関し、以下の差し止めを求めるため裁判所にて訴訟を提起することができる。

- (a) 商品の地理的原産地に関し、かかる商品が正しい原産地以外の地理的場所を原産としていると公衆に誤認させるような方法によって表示または示唆するような、任意の事業過程における商品の呼称または提示での使用。
- (b) 事業過程における、別表に記載されているパリ条約第 10 条 2 の意味における不正な競争行為に該当する使用。
- (c) 事業過程における、商品の原産地としての国、地域、圏域もしくは地方という点においては文言として正しいものでありながらも公衆に対し異なる国、地域、圏域もしくは地方の原産品であると偽って見せかけるような地理的表示の使用。
- (d) 事業過程における、ワインまたは蒸留酒の正しい原産地が表示されている、または地理的表示が翻訳された形で使用されている、あるいは「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴っているとしても、ワインの識別に使われる地理的表示のその地理的表示により示される場所の原産ではないワインへの使用、または、蒸留酒の識別に使

われる地理的表示のその地理的表示により示される場所の原産ではない蒸留酒への使用。

(2) 裁判所は、地理的表示の違法使用を防止するための差止命令を下達し、適切と考えられる損害およびその他の法的救済措置を裁定することができる。

第 6 条. 訴訟の不起訴

(1) 次の時点から 5 年間の失効期限の後には、何者かによる地理的表示を内包するあるいはそれからなる商標の使用に対し、第 5 条に基づく訴訟は一切提起されることがないものとする。

(a) その者またはその前権利者によるかかる使用がマレーシアで一般的に知られるようになった日、または

(b) その者による 1976 年商標法 [第 175 号法] に基づく商標の登録日以上のいずれか早い方とする。

(2) 第 (1) 項は、商標が悪意をもって使用または登録された場合には適用されない。

第 7 条. ワインにおける同名の地理的表示

(1) ワインにおける同名の地理的表示の場合、各表示に対して保護を付与するものとする。

(2) 登録官は、同名の地理的表示の善意の同時使用の場合、関係する生産者の公平な扱いを確保する必要性と公衆に誤認を生じないことを考慮して、問題の同名の地理的表示を互いに区別する実務的な条件を決定するものとする。

第 3 章 管理運営

第 8 条. 登録官、副登録官および補助登録官

(1) 公社の長官が地理的表示登録官となるものとする。

(2) 公社は、公社の被雇用者の中から、本法の適切な管理運営のために必要な人数の地理的表示副登録官、地理的表示補助登録官、およびその他の職員任命することができ、また、第 (3) 項に基づいて任命された、または任命されたとみなされる者の任命を取り消すことができる。

(3) 任命された日以前に本法に基づく副登録官、補助登録官および他の職員として事務所を維持する者で、マレーシア政府により公社の従業員として雇用される権利が与えられ、そのように選択した者は、任命された日をもって 副登録官、補助登録官、および第 (2) 項に基づくその他の職員として任命されたとみなされる。

(4) 登録官による総体的な指示および管理および登録官によって課されうるところの条件または制限の下、副登録官あるいは補助登録官は本法に基づく登録官の任意の機能を実行することができ、本法により任命または許可された、もしくは登録官による実行または署名を要求された物事はいずれも、任意の副登録官または補助登録官が実行または署名することもでき、副登録官または補助登録官による行為または署名は登録官が実行または署名したものであるのと同じだけの有効性を持つ。

(5) 登録官は公社が承認する図柄の印章を持つものとし、この印影は、司法上認知さ

れ、証拠として認められるものとする。

第9条. 地理的表示局

(1) 中央地理的表示局および本法の適用上必要な数の中央地理的表示局の支局を設立するものとする。

(2) 中央地理的表示局において提出が要求または許可されている出願書その他の書類は中央地理的表示局の支局でも提出できるものとし、かかる出願書その他の書類は中央地理的表示局で提出されたものとみなされるものとする。

第10条. 地理的表示登録簿

(1) 登録官は、地理的表示登録簿と呼ばれる登録簿を保持および維持し、その中には登録官が適切とみなすすべての詳細事項が記録されるものとする。

(2) 登録簿は、所定の形式および資料で保管するものとする。

(3) 登録簿は、所定の時期に、規定されている条件に従って、公衆の縦覧に供しなければならない。

(4) 登録官の印章が押印されている登録簿の項目の、真正と認証された複製または抜粋は、所定の費用の支払いにより、複製または抜粋を必要とするすべての者に付与されるものとする。

第4章

地理的表示の登録

第11条. 登録を出願できる者

(1) 次に掲げる者は、地理的表示の登録出願を提出する権利を有する。

(a) 出願書で指定された商品に関して、出願書で指定された地理的地域で生産者として活動を行っている個人、またはそのような個人の団体

(b) 管轄当局、または

(c) 業界団体もしくは協会

(1A) 出願者は、直接または代理人を通じて、地理的表示の登録出願を提出することができる。

(2) 第(1A)項にかかわらず、出願者がマレーシアで居住または事業を行っていない場合、その者に代わりとして活動する代理人を任命するものとする。

第11A条. 代理人

(1) 次に掲げる事由がある場合、本法の適用上、個人、企業または会社は代理人として活動を行うことを申請することができる。

(a) その個人がマレーシアに居住しているか定住している、または

(b) 企業または会社がマレーシアの法律に基づいて設立されたものである、および

(c) その個人、企業または会社は、主にマレーシアで事業または業務を行っている。

(2) 代理人の資格および登録方法は規定の通りとする。

第12条. 登録の出願

(1) 地理的表示の登録出願は、規定の方法で登録官に提出され、次に掲げる項目を明示するものとする。

- (a) 出願を行う自然人または法人の名前、住所および国籍、ならびに出願者の資格
- (b) 登録を得ようとする地理的表示
- (c) 地理的表示が適用される地理的地域
- (d) 地理的表示が適用される商品
- (e) 地理的表示の使用対象となる商品の品質、評価、その他特性
- (f) その他定めうる事項

(2) 第(1)項に基づく出願は、所定の費用とともに提出するものとする。

第13条. 登録の出願の公告

登録出願を調査し、第11条および第12条の要件が満たされ、登録しようとする地理的表示が公序良俗に反しないことを確認した後、登録官は、規定されている方法で出願を公告する。

第14条. 登録出願への異議申立

(1) 利害関係者は、出願者が登録を得んとする地理的表示が

- (a) 本法の下における「地理的表示」の定義の意味に当てはまらない
- (b) 公序良俗に反する
- (c) 原産国で保護されていないまたは保護されなくなった、あるいは
- (d) 原産国で廃止されている

ことを根拠とし、登録出願の公告日から2か月以内に、出願に反対する意思を登録官と出願者に通知することができる。

(2) 通知は、所定の方法で書面により提出され、異議の根拠の陳述を含むものとする。

第15条. 出願者による返答

(1) 出願者は、異議申立書の受領後2か月以内に、規定の方法により、登録官および反対者に対して登録出願の根拠を返答するものとする。

(2) 出願者が第(1)項で指定された期間内、または登録官によって期間が延長された場合はその追加期間内に異議申立に返信しなかった場合、出願者は登録出願を放棄したものとみなされる。

第16条. 証拠書類の提出

(1) 出願者が第15条第(1)項に基づいて回答を提出する場合、反対者および出願者は、事例により該当する登録出願もしくは異議を裏付ける証拠書類を登録官に提出するものとする。

(2) 第(1)項に基づいて反対者または出願者によって提出される証拠書類は、所定の期間内に、所定の方法で提出されるものとする。

(3) 出願者が登録出願の裏付けとして証拠書類を提出する場合、反対者は、返答としての証拠書類を、規定の期間内にまた規定の方法で、登録官および出願者に提示する機会を与えられることがある。

(4) 反対者と出願者が提出した証拠書類を検討し、両当事者に発案の機会を与えた後、登録官は次のことを決定するものとする。

- (a) 地理的表示の登録を却下する

- (b) 地理的表示を登録する、または
- (c) 適切と判断する条件、修正、改変または制限付きで地理的表示を登録する
- (5) 登録官は、第(4)項に基づく決定を行った後2か月以内に、決定の根拠に関する書面を作成するものとする。
- (6) 第(4)項に基づいた登録官の決定を不服とする者は、裁判所に上訴することができる。

第17条. 証拠書類の提出不履行

- (1) 出願者が第16条第(1)項に基づいて必要とされる証拠書類を提出できない場合、登録官は、登録出願を放棄されたものとして扱う権利を有するものとする。
- (2) 反対者が第16条第(1)項に基づいて必要とされる証拠書類を提出できない場合、登録官は異議申立を放棄されたものとして扱う権利を有し、出願を登録し、所定の形式で登録証明書を出願者に発行するものとする。

第18条. 裁判所への上訴

- (1) 第16条第(6)項に基づく上訴では、裁判所は、当事者の主張を審理した後、次のことを命じることができる。
 - (a) 地理的表示の登録
 - (b) 地理的表示の本質に対しいかなる形でも影響を及ぼさない改変を伴う地理的表示の登録。または
 - (c) 地理的表示の不登録
- (2) 裁判所が段落(1)(a)または(b)に基づいて命令を出す場合、登録官は必要に応じて地理的表示を登録し、所定の形式で登録証明書を出願者に発行するものとする。

第19条. 地理的表示の登録

- (1) 地理的表示の登録出願が第14条および第15条の要件を満たしていること、および登録が求められている地理的表示が公序良俗に反しないこと、および以下
 - (a) 第14条に基づく異議申立が行われていないこと、または
 - (b) 登録官が、段落16(4)(b)または(c)に基づいて決定を下し、その決定に対して上訴されていないこと、に適合していると登録官が納得する場合、登録官は地理的表示を登録し、出願者に所定の書式の登録証明書を発行するものとする。
- (2) 地理的表示の登録期間は10年とし、第19A条に基づく申請により登録は更新可能であるものとする。

第19A条. 登録の更新

- (1) 地理的表示の登録失効期限以前の所定の期間内に、登録官は、所定の方法で登録された専有者に失効期限の通知を送信するものとする。
- (2) 地理的表示の登録の更新申請は、登録された専有者によって、登録失効期限以前の所定の期間内に、登録官に対して所定の方法で行われるものとする。
- (3) 第(2)項に基づく申請は、所定の費用とともに提出するものとする。
- (4) 第(5)項を条件として、第(2)項に基づく申請書と所定の手続費用を受け取った登録官は、地理的表示の登録を更新ごとに10年を超えない期間で更新するものとする。

(5) 地理的表示の登録を更新するために、登録官は追加の詳細事項を要求する場合があります、必要な追加の詳細事項を申請者が提供しない場合、登録の更新を却下することがある。

(6) 登録官が第(5)項に基づき登録の更新を却下した場合、登録官は、決定を書面で申請者に通知するものとする。

(7) 第19B条に従い、登録官は、申請者が所定の期間内に地理的表示の更新を申請し損じた場合、登録簿から地理的表示を削除することができる。

第19B条. 登録から削除された地理的表示の復元

次に掲げる条件の下、登録官は、第19A条(7)に基づいて登録簿から削除された地理的表示を復元することができる。

(a) 地理的表示の登録失効期限日から12か月以内に、申請者が復元の申請書を提出する、および

(b) 登録官が以下に納得している

(i) 登録簿から削除される直前の一年間に地理的表示の悪意の使用はなかった、ならびに

(ii) 以前の使用を根拠として、地理的表示の使用に欺瞞や混乱が生じるおそれがない

第20条. 地理的表示の登録による推定

(1) 本法に基づいて登録された地理的表示は、いかなる手続においても、そのような表示が第2条で定められている定義に則った地理的表示であるという推定を提起するものとする。

(2) 本法に基づいて発行される登録証明書は、証明書に記載された事実および登録の有効性の推定的証拠となるものとする。

第21条. 使用权

(1) 登録された地理的表示については、登録簿に記載された地理的地域で活動を行う生産者のみが、事業過程において登録された地理的表示を使用する権利を有するものとする。

(2) かかる使用权とは、登録簿に記載された品質、評価または特性に従い、登録簿に記載された産物に関するものとする。

第5章

登録官のその他の権限

第22条. 登録の取消と修正

(1) 登録官は、利害関係者の要求に応じて、また所定の手続費用の支払に伴い、以下を行うことができる。

(a) 第4条に鑑み、地理的表示が保護対象として適格でないという根拠により地理的表示の登録を無効とする、または

(b) 登録において記載された地理的地域が地理的表示と呼応しない、または地理的表

示の使用対象となる産物の表示が既に使用されているもしくはかかる産物の品質、評判その他の特性の表示が欠けているか不十分であるという根拠により地理的表示の登録を修正する

(2) 第(1)項に基づく地理的表示の登録の取消または修正を要求する者は、地理的表示の登録出願をした出願者またはその後継権利者に通知するものとする。

(3) 登録官は、規定の方法で、第21条に基づくその地理的表示の使用権を有するすべての者に通知するものとする。

(4) 第(3)項で言及された者およびその他の利害関係者は、登録官が指定する期間内に、登録官が地理的表示の登録を取消または修正する必要があるか否かを判断するための手続への参加を申請することができる。

(5) 登録官は、第(1)項に基づく決定を行ってから2か月以内に、決定の根拠に関する書面を作成するものとする。

(6) 第(1)項に基づく登録官の決定を不服とする者は、裁判所に上訴することができる。

第23条. 誤りの修正

登録官は、登録官に提出された出願書または文書、または本法または本法に基づいて作成された規制に従って記録された事項の解釈または転記の誤り、形式上の不備または誤りを修正することができる。

第24条. 期間の延長

本法または本法に基づいて制定された規制により行為または物事が行われる期間が指定されている場合において、登録官は、書面による要求の受領により、またそれが正当であると承諾するならば、失効期限の前であれ後であれ、所定の手続費用の支払いをもって期間を延長することができる。

第25条. 手続費用の裁定

(1) 本法に基づく登録官のすべての手続において、登録官は、合理的であると考えられる手続費用をあらゆる当事者に裁定する権限を有する。

(2) 登録官により裁定された手続費用は、支払不履行の場合、当事者の管轄裁判所において、当事者による債務と類同の扱いとして回収されうるものとする。

第26条. 手続費用の担保

(1) 登録官は、第14条に基づいて異議申立を行う者、または第15条に基づいて異議申立に返答する出願者のうち、マレーシアに居住または事業を行っていない者に対して、登録官の下での異議申立または申請の手続に関連する費用の担保を求めることができる。

(2) 登録官は、第(1)項で要求される手続費用の担保が支払われない場合、異議申立または申請を放棄されたものとして扱うことができる。

(3) 費用の担保は、事例により、返金可能であるかまたは手続費用の支払いの一部とみなされるものとする。

第6章

特別規定

第 27 条. 適用範囲

- (1) 本法は、本法の施行以後に存在する保護可能な地理的表示に適用されるのと同様に、本法の施行以前から存在している保護可能な地理的表示にも適用されるものとする。
- (2) 本法の施行以前から存在している地理的表示に関しては、本法の施行以前に行われるいかなる事柄についても、本法に基づいて訴訟を起こすことはできない。

第 28 条. 先行使用の除外

(1) 本法のいかなる規定も、商品または役務に関連した、ワインまたは蒸留酒を識別するための他国の地理的表示について、マレーシア国民または居住者であり同一あるいは類似の商品または役務に関して継続的な形でその地理的表示を使用してきた者による、以下のいずれかに該当するような継続的な使用に類するものについては、これを妨げることはしないものとする。

(a) 1994 年 4 月 15 日以前の少なくとも 10 年間の使用、または

(b) 1994 年 4 月 15 日以前の善意による使用

(2) 商標が善意により出願または登録された、あるいは商標権が善意の使用を通じて取得されたのが

(a) 本法の施行以前、または

(b) 地理的表示がその原産国で保護される以前

である場合、本法は、そのような商標が地理的表示と同一または類似していることを理由として、商標の登録における登録可能性または有効性、もしくは商標の使用権を害するものではない。

(3) 関連する表示がマレーシアにおける商品またはサービスの普通名称としての用語と同一である商品またはサービスに関するあらゆる国の地理的表示に関して、または関連する表示が 1995 年 1 月 1 日時点でマレーシアに存在するブドウ品種の普通名称と一致するブドウの製品に関する他国の地理的表示に関しては、本法のいかなる規定も適用されない。

第 29 条. 人名使用の除外

本法は、商取引において、人名または業務上のその者の前任者名を使用する権利を損なうものではないが、その人名が公衆を誤認させるような方法で使用される場合を除くものとする。

第 7 章

その他

第 30 条. 上訴の手順

民事問題における下位裁判所の決定からの高等裁判所への上訴に適用される手順に関する規則は、第 16 条第 (6) 項および第 22 条第 (6) 項に基づく登録官の決定に対する上訴にも適用されるものとする。

第 31 条. 裁判所による判決の最終性

第 16 条第 (6) 項および第 22 条第 (6) 項に基づく登録官の決定に対する上訴では、裁判所の判決は最終的なものであり、さらなる上訴の対象とはならないものとする。

第 32 条. 規則

- (1) 本法の規定の下、大臣は本法の規定を実施する目的で規則を制定することができる。
- (2) とりわけ、第 (1) 項の一般性を損なうことなく、本項に基づいて定められる規則は、次に掲げるすべてまたはいずれかについて規定することができる。
 - (a) 文書の送達を含む、本法に基づく登録官または中央地理的表示局の下での手続またはその他の事項に関連して従うべき手順を規制するため
 - (b) 手続またはその他の事項に関連して、または登録官あるいは中央地理的表示局による役務の提供に関連して支払われる手続費用を規定し、またかかる費用の金額を設定し、あるいは特定の事例に対し定められた一定の状況における異なる手続費用を認可するため
 - (c) 本法の下で使用される書式およびその他の事項を規定するため
 - (d) 登録簿の記帳を規制し、その書式と内容を規定、および登録簿の抜粋を作成するための条件と手続費用を規定するため
 - (e) 本法に基づく登録官の下での手続における証拠提供の様式を規制し、登録官に対し証人の出席、文書の開示手続と作成を強制する権限を与えるため
 - (f) 登録官または中央地理的表示局の下での手続またはその他の事項に関連するあらゆる必要な行為を行うため
 - (g) 期限を規定するため
 - (ga) 代理人の適格性およびそのような適格性に関連するその他の事項を規定するため
 - (gb) 代理人の登録を規定するため
 - (h) 本法の下で特別に規定されているか否かにかかわらず、中央地理的表示局で実施される地理的表示の登録業務に関する事項を一般的に規制するため

付則

[段落 5 (1) (b)]

産業財産権の保護に関するパリ条約の規定 (1967)

条項 10 の 2

[不公正な競争]

(1) 連合国は、当該国の国民に不公正な競争に対する有効な保護を保証する義務がある。

(2) 産業的または商業的な問題における公正な慣行に反するあらゆる競争行為は、不公正な競争行為をなすものとする。

(3) 特に以下は禁止されるものとする。

1. いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
2. 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
3. 産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

修正条項リスト		
修正法	略称	発効日
第 1141 号法	地理的表示（修正）法	2003 年 3 月 3 日

免責事項：MyIPO は正確で完全かつ最新の情報を提供することに極力努めますが、MyIPO は提供する情報に依存することも、責任を負うこともありません。使用者にとって十分な重要性がある場合は、別の情報元から確認する必要があります。